

議案第 19 号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 墨田区立公園条例（昭和 40 年墨田区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 第 1 項中「、両国公会堂」を削る。

別表第 3 2 公園施設の使用料の部及び別表第 4 中「1 箇所」を「1 か所」に改める。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5

有料施設

公 園 名	種 別	名 称	数 量
墨 田 区 立 緑 町 公 園	庭 球 場	緑町公園テニスコート	1 面
墨 田 区 立 豎 川 第 一 公 園	弓 道 場	墨田区弓道場	1 か所
墨 田 区 立 錦 糸 公 園	野 球 場	錦糸公園野球場	2 面
	競 技 場	錦糸公園競技場	1 か所
	庭 球 場	錦糸公園テニスコート	4 面
	体 育 館	墨田区総合体育館	1 か所
墨 田 区 立 堤 通 公 園	庭 球 場	堤通公園テニスコート	2 面
墨 田 区 立 隅 田 公 園	野 球 場	隅田公園少年野球場	1 面
	魚 づ り 場	隅田公園内魚づり場	1 か所
	自 動 車 駐 車 場	隅田公園自動車駐車場	1 か所

墨田区立荒川四ツ木橋緑地	野球場	荒川四ツ木橋緑地野球場	2 面
		荒川四ツ木橋緑地少年野球場	4 面
	競技場	荒川四ツ木橋緑地競技場	1 か所
	球技場	荒川四ツ木橋緑地球技場	1 面
		荒川四ツ木橋緑地少年サッカー場	2 面
墨田区立東あずま公園	集会場	東あずま公園集会所	1 か所
墨田区立大横川親水公園	庭球場	大横川親水公園テニスコート	2 面
墨田区立東墨田公園	野球場	東墨田公園少年野球場	2 面
墨田区立立花大正民家園	旧宅	立花大正民家園旧小山家住宅	1 棟

備考

- 隅田公園自動車駐車場を使用することができる自動車は、大型車及び中型車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。以下同じ。）並びに規則で定める車両とする。
- 隅田公園内魚釣り場を使用することができる者は、小中学校の児童・生徒及び区長が適当と認める者とする。

第2条 墨田区立公園条例の一部を次のように改正する。

第15条の2の見出し中「墨田区総合体育館等」を「すみだ北斎美術館等」に改め、同条中「墨田区総合体育館」を「すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館」に改める。

第15条の3第1項中「墨田区総合体育館」を「すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館」に改める。

別表第5 墨田区立緑町公園の項を次のように改める。

墨田区立緑町公園	庭球場	緑町公園テニスコート	1 面
	美術館	すみだ北斎美術館	1 か所

付 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は墨田区規則で

定める日から施行する。

（提案理由）

緑町公園内に有料施設としてすみだ北斎美術館を新設するほか、旧安田庭園内の有料施設である両国公会堂を廃止する必要がある。